

再意見書

平成 23 年 9 月 16 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ かぶしきがいしゃ 株式会社

代表取締役社長 ありま あきら 有馬 彰

電話番号

電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2011年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>(P5)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3)禁止行為に関する検証</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1)検証の対象</p> <p>④販売代理店を通じたNTTグループの一体営業</p> <p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。 たとえ、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。 また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。 そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。 また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。</p> <p>特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者が提供する放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。 そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を取扱うこと自体が問題であるため、早</p>	<p>弊社は、NTT東日本、西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を通じた営業活動について独立して実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、昨年度の競争セーフガード制度における検証結果において「当該代理店の販売施策が『自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠は十分でない』」との考え方が示されております。</p> <p>このような状況において、代理店の営業活動に関する追加的なルール整備を行うことは、その合理性を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p>

	<p>急に取扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P7)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 (3) 代理店を介した NTT グループサービスのセット販売等</p> <p>代理店を介した、NTT 東西殿の B フレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の OCN の優先的セット販売や、NTT 東西殿のフレッツ光と NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010 年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH 市場における NTT 東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p>	
KDDI	<p>(P9)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■家電量販店等を通じた営業活動について 一部の家電量販店では、NTT 東・西のフレッツと NTT コミュニケーション</p>	

	<p>ズの OCN とをセットで契約した際に高額の割引を付与している事例が引き続き存在しますが、これは、量販店等を通じて、特定関係事業者とドミナント事業者同士のサービスをセット販売する排他的な一体営業です。</p> <p>このような営業活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、量販店等を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P10)</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿を中心として戦略的に行われている状況です(別添資料 2 参照)。本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。この問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。</p>	<p>再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。</p> <p>なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社</p>	<p>(P11)</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p>	<p>法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものです。弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営</p>

<p>ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>毎年度弊社共が指摘している通り、NTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿は2006年に法人サービス提供体制見直し※12後も、共同営業行為（顧客の紹介・共同提案等）を継続的に行っている状況にあり、NTT 再編時の公正競争要件（八）「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT 東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件はNTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるようNTT 東西殿及びNTT コミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p>	<p>業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。</p>
<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<p>(P6) 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象 ⑤NTTグループのグループドミナンスの拡大 NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。 《事例》・NTT IDログインサービス（NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携） … オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み ・光ポータブル（NTT東西のモバイルWiFi ルータ） … NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入 ・マイエリアサービス（NTTドコモのフェムトセル基地局） … サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応（他社回線にて容易に対応できる仕様でない） ・販売代理店での一体販売 … 販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能 このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場</p>	<p>「NTT ID ログインサービス」、「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。</p>

	<p>支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要であります。</p> <p>◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止</p> <p>◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止</p> <p>◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止</p> <p>また、委託会社・販売代理店を通じた不透明なグループ連携を抑止するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等も、早期に実施すべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P8)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>(5) NTT ID ログインサービス・NTT ネット決済</p> <p>NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等、NTT グループのみが連携して提供する「NTT ID ログインサービス」※7 及び「NTT ネット決済」※8 については、サービス名称を含め、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する疑いが強いものと考えます。これらサービスはグループの一体化や複数の市場における市場支配力を相互強化することを志向するものであり、このような連携が進んだ結果、NTT グループの総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省殿においては、排他的業務の該当性等、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じて頂くことを希望します。</p>	
<p>KDDI</p>	<p>(P10)</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p>	

	<p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(P14) 3 その他 NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧客情報の保持</p> <p>NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した顧客情報等を利用し、弊社共の個人ユーザに対して「プラチナ・ライン」等の自社サービスへの勧誘を行っているとのユーザからの申告が依然として上がって来ています。再編時の顧客情報の承継が、サービスの継続的提供のために必要な措置であったとしても、マイライン制度の導入後、中継事業者として NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないユーザも存在したはずであり、そうした利用者の顧客情報は廃棄されるべきと考えます。しかしながら、弊社</p>	<p>弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サービスのご利用実績があるお客様に対して実施しているものであり、ご利用実績のないお客様に対して NTT 再編時に取得した加入者情報を利用したアウトバンド営業を行っているという事実はありません。</p>

<p>共への申告事例等を見ると、再編時に承継した顧客情報であることを理由に、NTT コミュニケーションズ殿が現在もそれらの顧客情報を保有し、アウトバウンド営業等に活用しているものと想定され、こうした不公正な営業活動を直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>このような状況は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び NTT 東西殿からの情報提供についての同等性確保を定める「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する可能性のあるものであり、総務省殿においては、こうした顧客情報の保有・利用の実態について再度詳細な調査を行って頂き、NTT コミュニケーションズ殿における不公正な営業活動を直ちに禁止するよう厳しく指導して頂きたいと考えます。</p>	
---	--